

仕 様 書

- 1 件名
コミュニティ・ビジネス支援企画運営業務委託
- 2 履行期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
- 3 履行場所
(1) フェア：5業務内容（1）エのとおり
(2) パネルディスカッション・成果報告会：港区有施設
※（2）の実施場所は、原則として発注者が手配する。ただし、区有施設が確保できない場合は受注者が手配し、経費を負担すること。
ただし、成果品の提出場所は、港区役所3階産業振興課産業振興係とする。
- 4 業務実施計画書の提出
受注者は業務実施に当たり、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。
- 5 業務内容
受注者は、以下（1）～（3）のとおりコミュニティ・ビジネスに関するフェア、パネルディスカッション、成果報告会、相談業務を実施する。
 - (1) フェアの開催
 - ア 開催時期
10月（予定）の休日又は祝日1日以上
 - イ 概 要
介護や子育て等コミュニティ・ビジネスに関連する活動をしている区内事業者による展示ブースを設け、製品やサービスを区民に対して紹介する機会とする。区民が直接サービスや製品などを見て、触って、体験できる機会をととともに、区民がコミュニティ・ビジネス関連事業者に対し、地域が抱える課題の解決や区民生活を向上させるための相談・商談できる機会を設ける。その他、コミュニティ・ビジネスの起業を検討している来場者のために、相談窓口を併設する。
 - ウ 業務内容
 - (ア) コミュニティ・ビジネスに関連する活動をしている区内企業等、及びコミュニティ・ビジネスへの参入を検討している区内企業等を発掘し、フェアに出展する企業等を25社程度集めること。
 - (イ) 発掘に当たっては、会社訪問を実施してコミュニティ・ビジネス支援事業

について趣旨を説明すること。

(ウ) フェアの開催前に、出展事業者向けに説明会の開催又は個別説明を行うこと。

(エ) 以下の要件に該当する区内企業等を出展者とする事。

①既にコミュニティ・ビジネスに参入している事業者。なお、コミュニティ・ビジネスへの参入の意思を具体的に有している事業者も可とする。

②B to C 型であり、地域の課題の解決、区民の生活向上、不安解消等に資するサービス・製品を提供する事業者

③サービス・製品の質が高く事業性に優れており、今後コミュニティ・ビジネスの事業展開が見込める事業者

④その他、地域資源を活用した事業者等、区内のコミュニティ形成につながる区内の教育機関・団体等を対象とする。

(オ) 出展者が円滑にフェアに参加できるよう、適宜相談等のバックアップをすること。

(カ) イベントに必要な機材を準備し、会場の設営、撤去、運営全般を行うこと。

(キ) 参加者一覧を掲載した、周知用のパンフレットを作成すること。また、データ (Microsoft Office を使用、記録媒体は CD-ROM 又は DVD-ROM) もあわせて提出すること。

A 3 両面 カラー刷り 新聞折り込用…96,000 部程度 (区内の新聞折り込みに必要な部数) 配布用…4,000 部

(ク) コミュニティ・ビジネスの起業を検討している来場者向けに、相談ブースを設けること。

(コ) フェアの終了後は、出展事業者の交流会を設けること。

(サ) 事業終了後、報告書を区に提出すること。

エ 会場

区内において、休日、祝日に多数の来場者を見込める会場を手配すること。また、会場使用料等必要経費について負担すること。

オ 周知

(ア) 上記ウに記載のパンフレットを新聞折り込みすること。また、その経費を負担すること。

(イ) 法人、団体、国・地方公共団体等の有するメーリングリストや後援名義等の活用及び、受注者が独自に情報を所有する事業者に対する周知・広報により、参加者拡大に努めること。

カ その他

(ア) フェア出展企業及び来場者にアンケートを実施し、集計結果を (2) パネルディスカッション・成果報告会で活用すること。アンケート項目は発注者に確認の上、承諾を得ること。

- (イ) 相談ブースで受けた相談内容を記録し、内容を区に報告すること。
- (ウ) その他、詳細については、区と協議のうえ決定すること。

(2) パネルディスカッション・成果報告会

ア 開催時期

12月(予定) 半日程度

イ 概要

コミュニティ・ビジネスに関するテーマについて区民とコミュニティ・ビジネス関連事業者等が、コミュニティ・ビジネスの普及・推進するための意見交換の場としてパネルディスカッション及びフェアの成果報告会を実施する。

ウ 業務内容

- (ア) パネルディスカッション及びフェアの成果報告を企画・立案すること。
- (イ) ファシリテーターとなる進行役(講師)やパネラーを招聘し、謝金を負担すること。
- (ウ) コミュニティ・ビジネスに取り組む意欲がある企業・個人に対し、個別相談の窓口を設けること。
- (エ) 当日の会場設営と撤収、受付、資料配布、進行等の運營業務全般を行うこと。
- (オ) 周知用のチラシ及び当日のプログラムを作成し納品すること。データ(Microsoft Office 最新バージョンを使用、記録媒体は CD-ROM 又は DVD-ROM)もあわせて提出すること。
チラシ…A4両面 カラー刷り 600部
プログラム…A4白黒又はカラー刷り 30部
- (カ) 事業終了後、報告書を区に提出すること。

エ 定員

20～40名程度

オ 対象

フェア出展者、企業、区民等

カ その他

- (ア) アンケートを実施し、集計結果を上記(2)ウの報告書にまとめること。
なお、データ(Microsoft Office を使用し、記録媒体は CD-ROM 又は DVD-ROM)もあわせて提出すること。
- (イ) 個別相談の内容を記録し、内容を区に報告すること。
- (ウ) その他、詳細については、区と協議の上決定すること。
チラシ…A4両面 カラー刷り 600部
- (エ) 事業終了後、報告書を区に提出すること。

(3) コミュニティ・ビジネス関連事業者等を紹介する冊子の作成

ア 受注者は、フェアに出展する事業者を中心とするコミュニティ・ビジネスに関連する活動をしている事業者等を紹介する冊子を作成すること。掲載内容は、企業名・住所・企業概要・コミュニティ・ビジネスに関連した製品やサービスの紹介、問合せ先とする。写真や画像の提供があれば掲載すること。

イ 発行部数は2,000部発行し、600部を区に納品すること。残りの1,400部については、フェア等で配布をすること。

ウ 冊子に掲載する内容について、受注者は掲載する事業者の選定、デザインの作成、文章を作成し、発注者の承諾を得た上で発行すること。

(4) 相 談

コミュニティ・ビジネスへの参画に意欲がある企業又は個人、その他コミュニティ・ビジネスに関連する製品やサービスを探している個人等に対して、随時相談に応じること。また、随時相談に対応できる体制を設置すること。

6 業務全般について

- (1) 事業の詳細について、また、上記に定めのない事項については、区と協議の上決定すること。
- (2) 企画・運営に当たっては、準備から片付けまでスムーズに運営できる体制を整えること。
- (3) 全ての事業について（フェア、成果報告・検討会及び相談）、参加費、相談料等は徴収しないこと。

7 著作権の帰属

本業務に係る成果物の著作権は、港区に帰属するものとする。ただし、写真等の素材については、他に著作権を有している者がいるときは、区への譲渡はないものとする。

8 その他

- (1) 資料、報告書等の作成にかかる費用は、受注者の負担とする。
- (2) 業務で収集した情報等は、本業務の目的以外に使用しないこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、協議し決定する。

9 支払方法

契約代金は、全ての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

10 受注者の責務等

- (1) 受注者の責任において、区民・業務関係者等などに対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を履行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

11 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成21年3月27日付改正20環車規第837号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

12 担当

港区産業・地域振興支援部産業振興課産業振興係（担当 田中）

電話（代）3578 - 2111 内線 2553 ファクシミリ 3578 - 2559